広報つなぎ　7月　No.258
昭和62年
発行／津奈木町　編集／企画課　印刷／水俣旭印刷所
人口と世帯（6月1日現在）人口6,114（−12）　男2,918（−1）・女3,196（−11）・世帯1,715（−2）（　）内は前月との比較

目指せ夢の果樹栽培
摘果と防除が大切

徹底した摘果で高質の果実を！（赤崎にて）

みかん採集時と出荷選別時、農家の皆さん達がいつも口にする言葉が「来年は良かみかんば作ろんばん」が合い言葉のようになっていますが、今月の摘果と防除次第で品質の善悪が大きく左右されます。

昭和六十二年度産のみかんは摘果不足により小玉果が多く、また黒点病等病害虫被害果が多く、当初暖冬と見られていた気象が一変して寒い冬となり、加えて円高により安い外国産果実が大量に輸入され、店頭に多く出回ったため価格も安値で推移したが、その中で、大玉の品質の良い果実は平年並みに取引され、毎年言われるように大玉で品質の良い果実を作りますと販売も容易で、価格も有利に取引する事ができます。小玉果や品質の悪い果実は販売にも苦慮しますし、これからの産地間競争に勝ち抜き、果樹産地として確固たる地位を築かなければならない時期に、イメージダウンにもつながります。

今年は表年にあたり平年の一二〇パーセントから一三〇パーセントの着果状況です。一日でも早く摘果すれば弱っている樹勢も早く回復し、来年のための木作りにもつながります。徹底した摘果と適期防除により、大玉で品質の良い果実を作り、ニコニコ顔で採集し、家庭選別も一切しなくて良いよう、採った果実はそのまま出荷できる夢のような果樹経営を目指すとともに、少しでも実現に向けて農作業に励んで頂き、農家経営の安定につとめましょう。

再任の挨拶

収入役　西川　裕

梅雨空に紫陽花が映える季節となりました。町民の皆様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。本年も新年度がスタートして三ヶ月経ちましたが、県知事選挙を初め、四月の県議会・町議会議員の選挙まで、正に選挙の年で、ようやく津奈木町の将来に向けての具体的諸施策が動き出した次第です。

私儀、六月定例議会におきまして、収入役再任を賜わり、四年の任期を担わせていただくことになりました。過去六年間、本町の財政の健全化、弾力化を計り、明確な会計を目標に、微力ながら精一杯努力致してまいったものです。

今、日本経済は貿易の黒字基調から、諸外国からの外圧や円高による不況といった先行き不安の中で、内需拡大策を強いられております。こういう厳しい経済環境の中で、本町に目を向けますと、甘夏みかん・木材・鮮魚等はいずれも円高の影響で、外国産品・国内産地との競争により値段が上がらず、大変厳しい経営環境になっております。こうした状況で、本町の歳入面での伸びは低く、財政運営は大変難しくなっておりますが町民の方々の御要望になるべく数多く応えるべく努力を致しております。

他方、昭和五十九年の新庁舎完成、干拓地への企業進出、浜バイパス・広域農道の橋梁完成間近といった明るい話題も有ります。そして本町が目指しております「住みたくなる町づくり」を具体化させるため、公営住宅の整備・緑と彫刻のある町づくり・働く場所の増設等々に対して、財政面での弾力的・効率的運用が益々必要となってきております。晩橋が建設省の第一回「手づくり郷土賞」の栄を受け、全国三十箇所の名橋の一つに選ばれました事は津奈木町の将来への明るいかけ橋となるような気が致します。

「無」から「有」を創り出すという発想が津奈木町発展につながる唯一の道だと思います。そのためには官民一体となって汗を流し、創意と工夫の積み重ねが必要です。

明るい未来に向けた町づくりに財政面からバックアップして、自治体財政が本町経済の車引車となるよう、長期的視野に立って鋭意努力致したいと思っております。

今後とも御指導・御鞭撻の程、よろしく御願い申し上げます。

お知らせ

衛生係より
一般健康診査

次の日程で一般健康診査を実施しますので、ぜひ受診下さい。

(1) 健診内容
問診・身体計測・検尿・血液検査・心電図検査・眼底検査・診察・健康相談

(2) 対象者及び健診料
満四十歳以上の人を対象とし、健診料は無料。本年度は満二十歳から三十九歳までの人も、五百円で受診できます。

(3) 本年度も、熊本大学医学部公衆衛生学教室の先生方により実施します。

昭和62年4月診療分医療費速報

	一般	県下の順位	退職者	県下の順位	老人保健	県下の順位
受診者数	948人		166人		354人	
受診率	137%	2	146%	18	152%	4
一人当り医療費	30,195円	4	35,883円	28	54,255円	78

津奈木町国民健康保険

一般健康診査日程表

月	日	曜	受付時間	実施場所	該当地区
7	21	火	9:00〜11:00 13:00〜14:00	旧津奈木幼稚園	竹中・梁竹
	22	水	〃	〃	中尾・古中尾
	23	木	〃	〃	内野・上下門
	24	金	〃	〃	川内・倉谷
	28	火	〃	改善センター	浜崎・桜戸
	29	水	〃	〃	町中・大泊
	30	木	〃	〃	新川・古川
	31	金	9:00〜11:00	福浦公民館	福浦
8	21	金	9:00〜11:00 13:00〜14:00	赤崎漁村センター	日当
	22	土	〃	〃	日添
	(23)	日	〃	平国会館	平国上・辻・その他日曜日に都合のよい人
	24	月	〃	〃	平国下
	28	金	〃	改善センター	小津奈木
	29	土	〃	〃	昭和62年度未受診者
	(30)	日	〃	〃	会社に勤めている人 日曜日に都合のよい人

健診時間は約1時間程度です。

農業委員会より
農業者年金豆知識

年金をもらうには

一、満六十歳になる前に三千アール以上自分名義の土地がないといけません（借入地も含みます但しヤミ小作はダメ）

一、年金を請求する前には必ず適格（後継者又は適格な第三者へ譲）なる人は貸付けてください（第三者への貸付期間は十年以上で自作地として十アール以下を耕作できます。

一、すでに借り入れ地があれば後継者に権利を移すか、地主に返して下さい。

一、次の名義を変えましょう。
(イ)農協組合員　(ロ)土地改良区組合員　(ハ)納税申告　(ニ)転作申請
(ホ)農業共済（第三者へ貸して十アール以内の自作地があれば(イ)(ロ)(ハ)の変更は不用で(ニ)(ホ)は必ず第三者へ移します）

一、後継者が転出していた場合には六十歳になる半年前に転入が必要で、半年も含め通算三年以上の農業従事期間が要求されます（転入が遅れると年金受給期間がその分だけ短くなります）

年金をもらったら

一、農業を再開できません。

一、十年間貸付けの契約をした土地がさらに第三者へ貸付けられると年金は支給停止されます（所有権移転した土地はかまいません）

一、十年間の貸付契約期限が来ましたらさらに十年間の更新又は後継者へ所有権の移転かどちらかをしましょう。

一、後継者が転出したらすぐ手続きをしましょう。

一、毎年三月は現況証明を行います。尚、前記の(イ)(ロ)(ハ)(ホ)の確認も行います（前年の四月一日以後に裁定された方は翌年に現況届の用紙が送付されてきます）

一、後継者へ所有権の移転をして贈与税の猶予を受けられた方は、その土地を売ったり、貸したり又は転用したりすると猶予を受けられた税金は納めることになりますので注意して下さい。

詳しいことは、役場農業委員会へお尋ね下さい。
（電話七八・三一一一）

人権相談所開設

昭和六十二年の人権相談所を次のとおり開設します。

○日時　七月二十二日午前十時から午後三時まで
○場所　津奈木町役場
○担当者
人権相談員　田上一智
松本チホ
法務局職員
○相談事項
（人権問題）生活権侵害、名誉侵害
（法律問題）借地、借家、金銭貸借、損害賠償
相続登記などの相談ごとをお持ちの方は、どうぞお軽においでください。
（相談は無料で秘密は固く守られます）

郵便局より
くじ付暑中見舞「かめめーる」の利用を

いよいよ本格的な夏の訪れです。友人や知人の方に暑中見舞や旅先からの便りを、また家族の近況を伝える「夏だより」用として、幅広く使用できます。

「かめめーる」の裏面には涼しさを呼ぶ絵も印刷されていますので、どうぞお近くの郵便局か郵内の切手販売所でお買求め下さい。

裁判所の不動産競売期間入札

入札期間
昭和62年7月13日から同　62年7月20日まで

入札物件については当裁判所書記官室で物件明細書、評価書等（写し）を閲覧してください。

32−2175
八代市西松江城町一−四一
熊本地方裁判所八代支部

住民レントゲン検診

「レントゲン」検診は毎年一回以上必ず受けなければなりません。（結核予防法第4条第3項）

但し学生、生徒、会社員、公務員等で毎年きまって受ける人、其の他で健康診断を受けた人は、除きます。

レントゲン撮影日割表は別紙にて各家庭にお届けします。

第五大隊水難救助訓練ご芳志お礼

来る、七月十六日から十八日まで、本町において、第八特科連隊第五大隊荘野隊長外約二百名が、救助法、泳法、救助処置等の訓練を実施します。この五大隊は、水俣、芦北地区に災害が発生した場合、逸早く救援に駆け付ける部隊です。

また、十六日午後七時三十分から改善センターにおいて、「水俣芦北地区の皆さんと第五大隊員とのつどい」が開催されます。内容は、第八師団音楽隊の演奏、八特太鼓、隊員の歌などがありますので町民皆さんの多数の御来場をお願いします。

右のかたがたから町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封をご寄付くださいました。この寄付金は、ご意志に添い有効に利用させていただきますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

（敬称略）

部落　世帯主　故人
大泊　柳迫ノリエ　美喜男
倉谷　小坂ツジエ　勇
中尾　野崎　末義　木山エモ
古川　竹本　義任　甚太郎

人権相談所開設

昭和六十二年の人権相談所を次のとおり開設します。

○日時　七月二十二日午前十時から午後三時まで
○場所　津奈木町役場
○担当者
人権相談員　田上一智
松本チホ
法務局職員
○相談事項
（人権問題）生活権侵害、名誉侵害
（法律問題）借地、借家、金銭貸借、損害賠償
相続登記などの相談ごとをお持ちの方は、どうぞお軽においでください。
（相談は無料で秘密は固く守られます）

アマチュア無線技士講習会

「あなたもアマチュア無線技士になれる」無線技士になって、空で未知の人や仲間と交流してみてはいかがですか。JARLでは、つぎの要領で講習会を開催します。

記

一、期間　昭和六二年七月一七日〜八月七日　土日曜を除く十日間
一、講習会々場　津奈木町改善センター
三、受講料　一九、〇〇〇円
四、申込先及び締切り
昭和六二年七月十日役場企画課野野まで申請書交付のため直接出向のうえ申し込み下さい。

このコーナーでは元気な赤ちゃんを紹介します。二歳以下のかわいい赤ちゃんの写真をお待ちしています。写真と簡単なプロフィールをそえて企画課まで！

おとこのこVSおんなのこ（No.2）

○林　省吾くん（S61.4.17）

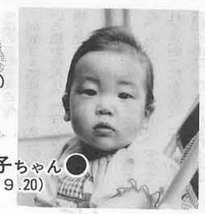
田口浩子ちゃん●（S61.9.20）

プロフィール

トラッドな服が似合ってるでしょう。ちなみに髪型はブタのシッポスタイル（ハードムースできめてみました。）

趣味は読書とクラシック鑑賞　箱入り娘志願です。

とうさん・かあさん

林　賢二（34）　恵子（33）　倉谷　上下門　田口伸二（27）　一美（25）

健康づくりと成人病予防

去る六月二十二日、健康づくり推進会が開催されました。

この日は、午前九時より、栄養教室の実習、同開講式、試食会が行なわれ、受講生四十六名の方々の健康食に対する真剣な姿勢が感じられました。

又、午後からは、一般の方々を対象に、熊大医学部教授の二塚先生による講演「成人病の健康管理」が行なわれました。

二塚先生による講演は本町では二回目、他にも四回ほど一般健康診査の結果説明等を行なってもらっており町民の皆さんと顔なじみ。

ということで今回は成人病に対し、少々詳しい講演内容となりました。

内容を要約しますと、昨年一年間で、脳卒中及び心筋梗塞で亡なれた人が百二十万人から百四十万人、うち二十万人が死亡しており現在最も死亡率の高いガンの次に成人病は位置しています。

脳卒中は六人中一人が死亡し、三人がねたきり又は半身不随となり発作後は、六十歳代で半数の人は年以内に死亡、七十歳代で半数の人は二年以内に死亡、八十歳代ともなりますと四ヶ月以内で半数の人は死亡します。

心筋梗塞は発作後、二時間以内に半数の人は死亡します。

この成人病の最大原因となるのが高血圧、五十代の人で上が百二十以上の方が十年以内で死亡する確率は五十%、百八十以上では三十五%、下が百二十以上の方は五十%、九十から百で二十五%という高い死亡率をもっています。

高血圧は下げることによって寿命を伸ばすことができます。薬で下げていらっしゃる方は、安定したからといってやめた場合、はやい人で二週間でもとにもどります。薬とは一生つき合うつもりで飲みつけることです。副作用はほとんどありませんので心配なく。

又、一番の予防は、なんといっても毎日の食事、糖分は最少にひかえ、タンパクも体重に比例して六十キロの人で六十グラム、五十キロの人で五十グラム程度、うち三分の一は動物性タンパク（魚類が良い）をとるよう心がける。等、色々なアドバイスがありました。

すこしでも成人病に心あたりのある方、健康診査を受けるとともに、日常生活の中での治療につとめましょう。

二塚教授の講演に聞き入る受講生（改善センター）

水はどこから？ゴミはどこへ
子ども達の環境研修

去る六月十九日、津奈木小学校四年生の生徒たち四十八名が、環境週間にちなんで、役場水道係と衛生係を訪れ「水」と「ゴミ処理」についての研修を行ないました。

「水はどこを通って家まで来るんですか」等、疑問に答えるべく、一日（正確には一時間）講師となった水道係の伊藤昭男さんが、順序よく説明して行くのを、メモを取りながら、真剣に聞き入っていました。

水道の研修が終了すると、次は一路ゴミ焼却所へ向かい「ゴミ」処理の研修。ここでの講師は、衛生係の吉野芳美さん。

何故ゴミ処理場ができたのかという話から入り、処理の方法等現場を見ながらの具体的な説明となりました。

吉野講師の話によると、生徒たち、みんなの視線をあび、少々てれくさかったものの、たくさんの質問をあび、びっくりしたのとなんとは「おじさん！ゴミをもやす熱を利用して何かするんですか」という高質問等も飛び出し、講師もなるほどと感心（ただ二十代におじさんは少々……）。

生徒の皆さんも、この研修を終えて、水の大切さ、ゴミ処理作業の苦労等、色々なことがわかったと思います。研修でわかったことを日常の生活の中で生かし、おとうさん、おかあさんに協力してあげるのが、この研修への回答になると思います。

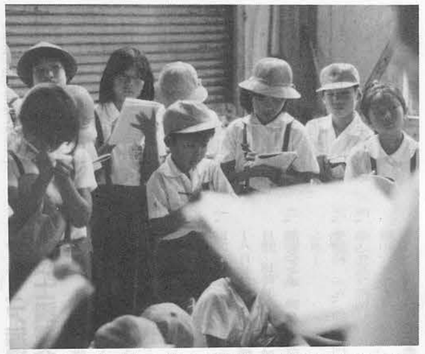
真剣なまなざしで聞く生徒達（ゴミ焼却場にて）

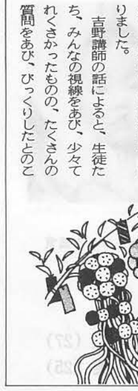

七月の行事

五　日　B&Gスポーツ熊本県大会（三角町）
十　日　三号線等清掃
十二日　農業委員会選挙
一六日　「水俣芦北地区の皆さんと第五大隊員とのつどい」改善センター
二一日　夏の交通事故防止運動（八月二一日まで）
二四日　○童話発表会
○16　映写機認定講習会（海洋センター一九時〜）
二八日　町民体育祭水泳大会（BGプール・ナイター）
三〇日　夏休み少年のつどい（キャンプ　海洋スポーツ）

最近子メジロや小鳥等を捕っている人がいますが、県知事の許可なしで捕ると罰されますので、つぎのことを守って下さい。

1. 飼養鳥を捕るには、県知事の許可をうけてから。
2. 飼養するには飼養許可を受けてから。
3. 人からもらい飼養する場合譲渡譲受証をもって飼養許可を受けます。
4. 初めて飼養するは一世帯一羽しか許可されません。

メジロ・ホウジロ等大切にしましょう。

5. 四月から七月末日までメジロ、ホホジロ等の捕獲許可はされません。「繁殖期のためです」この間の捕獲者は罰されます。「罰金刑」です。
6. ウグイス、ヒバリは捕獲禁止となっています。

以上小鳥を飼う上での大切なことです。詳しく知りたい方は県事務所林務観光課に問い合わせ下さい。

農林水産課か
鳥獣保護員「坂口義男」
小津奈木　坂口義男

『つなぎ町　夏まつり』　八月一日(土)（雨天時八月八日(土)）　町民広場にて